

# 鳥取県PTA協議会表彰規程

(表彰の目的)

第1条 本規定は、児童青少年の福祉増進のために尽粋し、その篤行あつく他の模範とするに足るもの、及びPTAの振興発展に貢献し、又は社会教育団体として活躍し、その功績顕著なるものを表彰し、もって本県教育の向上と文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、個人及び団体とする。

(表彰の範囲)

第3条 表彰の基準は、原則として次の通りとする。

## 1. 個人表彰

- (1) 児童青少年の福祉増進のために尽粋し、その篤行あつく、もって他の模範とするに足るもの。
- (2) PTAの使命遂行に尽し、教育の進展に貢献し、その功績顕著なもの。
- (3) その他表彰に価すると認める業績、または篤行のあったもの。

## 2. 団体表彰

- (1) 過去数年間における活動が顕著であり、さらに引続き活動の期待されるもの。
- (2) 民主的運営のなされているもの。
- (3) 自主的活動の盛んなもの。

(表彰の方法)

第4条 表彰、表彰状を授与し、または感謝状を贈呈して行う。ただし、記念品の贈与をすることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は鳥取県PTA協議会総会において行う。ただし、事情によって臨時にこれを行うことができる。

(表彰の手続)

第6条 表彰の手続きは、(1)小・中・郡市PTA連合会が内申書を提出し、県PTA協議会理事会で選考する。(2)全県的立場で貢献した個人・団体について、総務委員会で推薦し理事会で決定する。内申書の様式は別に定める。

(附 則)

本規定は、昭和48年10月1日より実施する。

昭和60年6月1日一部改正

昭和62年6月6日一部改正

(内申書の様式)

1. 個人表彰

- (1) 現住所、氏名、生年月日
- (2) 経歴および賞罰
- (3) 功労者および篤行顕著と認める事項
- (4) その他参考となる事項

2. 団体表彰

- (1) 所在地および名称
- (2) 役員会、会員数
- (3) 設立年月日、組織および沿革
- (4) 運営の状況およびその成績
- (5) 実績顕著と認める事項
- (6) 添付書類
  - イ 会則1部
  - ロ 最近1年間発行の広報
- (7) その他参考となる事項

申し合せ事項

1. 団体表彰は東・中・西部地区より2：1：2の割合を目安として内申する。
2. 個人表彰は、**県PTA協議会役員経験者（評議員は2回以上の経験者とする）**の中から選考する。
3. 個人被表彰者の表彰は、**同一人は小・中を通して一回限り**とする。
4. 第6条(2)の項による推薦者は別途郡市PTA連合会から内申書を提出する。

本申し合せ事項は昭和61年5月31日より実施

平成13年6月2日 一部改正

平成24年6月16日 一部改正

平成25年4月13日 一部改正